

第153回 滋賀県森林審議会

日 時：令和7年12月24日（水）

15：00～16：18

場 所：滋賀県農業教育情報センター2階第3研修室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 会長の選出ならびに部会長および部会員の指名について

4 議事

(1) 地域森林計画の変更（案）および水源森林地域の変更（案）に対する意見について

5 その他

6 閉会

[15時00分 開会]

#### 1 開会

○司会：本日の審議会は、定員数15名、出席委員10名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

#### 2 あいさつ

○琵琶湖環境部技監：(審議会出席者へのお礼)

本日の審議会の議事は、「地域森林計画の変更(案)および水源森林地域の変更(案)に対する意見について」の1件。

○司会：<委員と県職員の紹介>

#### 3 会長、部会長の選出

○司会：<会長の選任>

森林法第71条の規定に基づき、会長は、委員の方々の互選によって選出する。

○委員：<会長の選任>

○司会：<部会長及び部会員の選任を行う>

林政部会並びに森林保全部会の部会長、部会員は、運営要領第6条の3に基づき、委員の中から会長が指名する。

○会長：<部会長及び部会員の指名>

○司会：<配布資料の確認をする>

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長に願する。

○会長：承知した。当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

○議長：本日の議事は1件。

・「地域森林計画の変更(案)および水源森林地域の変更(案)に対する意見について」事務局から説明をお願いする。

#### 4 議事

○議長：審議に先立ち、知事から諮問がある。

○琵琶湖環境部技監：「森林審議会会長殿。湖北地域森林計画及び湖南地域森林計画の変更について、貴審議会の意見を聞きたいので、森林法第6条第3項の規定に基づき諮問します」。

「水源森林地域の変更に対する意見について、滋賀県水源森林地域保全条例第6条第8項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。滋賀県知事三日月大造」。

○議長：謹んで検討する。事務局から説明をお願いします。

(1) 地域森林計画の変更(案) および水源森林地域の変更(案) に対する意見について

○事務局：<資料に基づき説明を行う>

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：森林区域が今年度は大幅に増加したという御説明があったが、例として代表的なものがあれば教えてほしい。

○事務局：森林の増加分に関しては、官行造林地と呼ばれる、土地の所有者が国と契約を結んでいた森林が解約されると、森林の管理が国から土地所有者になり、地域森林計画に取り込んで管理していくことになる。その面積が津市で130ha、高島市で約40haあり、今回の増加につながっている。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：伐採の減は、林業行為の主伐によるものもあるのか。

○事務局：今回の森林面積の減少は、森林を皆伐して森林以外の事業用地や住宅用地に転用したことによるものである。

○委員：そういう減もある一方、面積が増加しているところは、これまで森林域としてみなしていなかった部分を新たに森林区域として認めるということか。

○事務局：滋賀県の森林地域は、民有林と呼ばれる国以外が持っている森林と、官行造林地も含む国有林として国が管理している森林の2つに分かれている。今回の増加は、以前は国の官行造林地で、国の計画で管理されているものが、地域森林計画として民有林の計画に移動してくるイメージとなる。

○委員：管理が異なるだけで、森林面積自体はもともとあったものが組み込まれたということか。

○事務局：過去から森林として管理されてきたが、計画の体系の中では国有林から民有林に移ったことになる。

○委員：宅地などになった減は、皆伐してそこにまた植林するような現状変更はなく、基本的には森林ではない形になる減という理解でよいか。間伐ではなく伐採地区については、全く森林に戻ることはない、住宅地等になることによる減か。

○事務局：開発された区域は、例えば林地開発には、残置森林と呼ばれる森林として維持する範囲や造成森林といわれる、新しく森林として造成する範囲もある。その範囲は減少させる面積から控除、先に差し引いた上で今回の面積から引き算している。

田んぼ等に新しく植えていく拡大造林や、新規に植林されていく範囲は、今回の変更ではなかった。

○事務局：林業行為で主伐して、またそこで再造林をする場合は、森林のまま減少はしない。

○議長：再造林は森林のままになるが、造林だけでなく天然更新も含んでいるのか。

○事務局：はい。天然更新は一部、裸地になる時期もあるが、計画域の中にそのまま残る。

○議長：その後、天然更新が成立するのか、シカの問題もあり非常に重要。委員から質問があれば、また資料を求めたい。

転入で、資料3、甲賀市の0.42haは「市長等からの申し出」とあるが、具体的にどんな状況か。

○事務局：「市長等からの申し出」と書いてあるが、具体的に申し出があったのは森林組合からになる。森林組合で過去に造林事業を実施した箇所について、事務的な一部間違いを修正する形の面積の増加となる。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：減のうち太陽光の面積は分かるか。

○事務局：全県で4.85haが太陽光発電の事業地として開発された。

○委員：南北合わせてか。

○事務局：はい。特に大きいのが、甲賀市の林地開発に係る2.49haとなる。

○委員：気になるのが、太陽光で15年間とかの転用後、もとの農地に戻すという形になっていると思うが、林地は全く外してしまうことになる。ここで聞いても分からないかもしれないが、太陽光の用途が終わったらどうなるのか。

○事務局：森林区域は一旦除外しているの、そこが森林として復旧されるのであれば森

林区域に含めていく。そもそも事業計画で何年間転用してその後、森林に戻すという計画であれば、その期間も森林区域に含めたままとなる。例えば碎石、土砂を採取するような場合は、採取されている期間も、その後森林に戻すことを担保として森林区域に残しておくこともあるが、太陽光発電は、基本的にそのような計画が出てくることは少なく、開発後は森林から外れて、事業用地として管理されるケースが多い。

○委員：土砂の採取は終わったら森林に戻す計画で、大体やっていると思うが、太陽光で発電能力がなくなったらどうなるか心配。業者はどこまで責任を持って太陽光発電を設置しているのか気になる。監督する官庁はなく、林地から外れてしまって、普通の民有地、農地でもなければ林地でもない。雑種地なのか何なのかよく分からないが、どう考えたらいいのか。

○事務局：重要な御指摘をいただいた。その辺はしっかり調べる。林地開発では森林以外への転用で森林区域から外す作業をしているが、30年たってどうなるかも含めて整理をして、また報告したい。

○議長：FITの固定買取がこれから終わっていく中で、ごみだけが山に残るような状況は危惧されている。

他に意見がないか求める。

先ほどの諮問につき、適当であると答申をする。

## (2) その他

○事務局：〈資料に基づき説明を行う〉

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：造林公社の解散が決まって、クレジットは今後、生み出されなくなるのか。企業の脱炭素にクレジットを活用していく流れがある中で、森林が生み出すクレジットがどうなるのかが気になる。

○事務局：プロジェクトを引き継げば、引き継いでいくことになる。これからの検討事項となるが、これまで公社を支えていただいた方々に御迷惑にならない解決方法を検討したい。

○議長：就業者数が上向きになって、転入は非常に心強いが、新規就業者が定着するかは重要な観点と思う。定着率の情報はあるか。

○事務局：現在のところ、定着率は把握していない。その点は検討したい。

○議長：給付金が切れる3年で辞めてしまうこともある。数値目標でも設定しているが、今年1年でかなり物価が上昇して満足がいく生活ができているか、林業で働く方の給与水準も気になる。

他に意見がないか求める。

○委員：分収造林で、今後、公的管理のあり方は、県内の市町が関わる内容になるので、市町と十分に情報共有をしながら、説明・協議を重ねていただきたい。

○事務局：首長会議でのやりとりもあり、丁寧な議論をしていきたい。

○議長：他に意見がないか求める。

○委員：木材単価が右肩下がりの中で、若い人が頑張っても収入が安定する、一定の利益を上げるのが難しい状況。その一方、針葉樹や広葉樹も含めて森林の重要性は、ゼロカーボンの話とも相まって日本だけに限らず世界的に、滋賀県においても日本においても重要な側面になるのは言うまでもない。

木材を売るだけではなく、製品にして売る流れ、森林から都市部へ、人への流れをつくるのが、重要なことと思う。木材を形にする、例えば小さいことでいえば木工職人、たんすを作るとか、家を造るとか、都市の生産したものをうまく流通させる仕組みは森林審議会で議論することではないかもしれないが、行政として、いろんな部署との連携が必要ではないかと思う。他部署との連携や流通の情報を補足して教えてほしい。

○事務局：滋賀県では木材を森林資源として大切に使う取組を進めている。その中でも特に力を入れているのは、木材の利用、例えば建物に使うこと。住宅は木造で造られてきた歴史もあるが、公共施設を含めて住宅ではない建物、非住宅と呼ばれている建物が多くある。今まで鉄筋コンクリート、鉄骨造で造られていた建物を木造で、滋賀県の木、びわ湖材を使って造る取組を進めている。

具体的には、木造の建築セミナーの実施、民間の事業者で計画のあるところに出向いて、実際にどういう木材を使えばいいか、どういう設計図を描けばいいか、アドバイスをしている。

その取組の一つとして、昨年度末に建築士会や建築団体と建築物木造利用促進協定を結んだ。様々な建築関係の団体と一緒に、木材を使う意義や利用を進めていく普及啓発を進めていく協定となる。様々な団体、個人も含めて協力して、滋賀県産の木材が使われるよう取組を進めている。

○委員：広がっていく、人を介して森から人へという動きに、光が見えてくるといいと思

う。森を守ることと私たちの命を守ることはイコールで、いい形で林業に携わる方も増えていく仕組みが必要と思う。

○議長：本日の議事は以上。

委員の皆様からの意見をいただいた。貴重な意見を事務局で取りまとめて反映をお願いする。

○事務局：＜次回の審議会について説明を行う＞

○議長：以上で本日の審議を終了する。

#### 4 閉会

○司会：以上をもって、第153回森林審議会を終了する。

[16時18分 閉会]